

久留米市コミュニティ審議会委員委嘱書交付式

久留米市コミュニティ審議会 第1回会議

平成24年3月28日(水) 9:00～
久留米商工会館 5階 大ホール

次 第

久留米市コミュニティ審議会委員委嘱書交付式

- 1 開会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 会長および副会長の選出
- 6 諮問
- 7 閉会

久留米市コミュニティ審議会 第1回会議

- 1 開会
- 2 会長および副会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 審議会の進め方について
 - ①久留米市コミュニティ審議会運営要領(案)について
 - ②調査・審議事項およびスケジュールについて
 - (2) 校区コミュニティ組織に関する課題等について
 - ①久留米市の校区コミュニティ制度
 - ②校区コミュニティ組織の課題
- 4 その他
- 5 閉会

久留米市コミュニティ審議会 委員名簿

(平成 24 年 3 月 28 日)

選出区分	氏名	組織・役職名
1号委員 (学識経験者)	古賀 倫嗣	熊本大学教育学部 教授 副学部長
	満岡 誠治	久留米工業大学 工学部 准教授
	古賀 桃子	特定非営利活動法人 ふくおか NPO センター 代表
2号委員 (地域コミュニティ 組織の代表者等)	溝口 寛	久留米市校区まちづくり連絡協議会 会長
	竹村 俊文	田主丸校区まちづくり振興会 会長
	下川 正春	弓削校区まちづくり振興会 会長
	松田 正也	城島校区まちづくり創造会議 会長
	有馬 良信	犬塚校区まちづくり振興会 会長
	諸藤 太助	久留米市校区まちづくり連絡協議会 (地域連絡部会)
	湊本 玲子	久留米市校区まちづくり連絡協議会 (市民学習部会)
	宇野 恵	久留米市校区まちづくり連絡協議会 (事務局連絡会議)
	岡 リツ子	久留米市地区社会福祉協議会連合会 会長
	中野 武則	久留米市地区環境衛生連合会 会長
3号委員 (市民公益活動団体 の代表者等)	今村 勲	特定非営利活動法人 久留米市民活動支援機構 代表理事
	古賀 慶子	特定非営利活動法人 栄養ケア・ちっご (理事)
	村井 麻木	ツインズクラブ久留米 代表
4号委員 (市職員)	吉丸 太	協働推進部 次長
	佐藤 光義	市民文化部 次長
	伊崎 より子	協働推進部 男女平等政策課 課長
5号委員 (市長が特に必要と 認める者)	岩寄 和子	久留米人権擁護委員協議会 会長
	古沢 美恵子	久留米市社会福祉協議会 常務理事
	高山 美佳	みどりの里づくり推進委員会 委員

(敬称略)

議 事 (1) 資 料

久留米市コミュニティ審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)第3条の規定に基づき、久留米市コミュニティ審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 地域コミュニティ組織の代表者等

(3) 市民公益活動団体の代表者等

(4) 市職員

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 市長は、審議会に対し諮問することを必要と認めるときは、その都度、審議会の委員を任命し、又は委嘱するものとする。

3 委員は、審議会が市長の諮問に係る第2条の事務を終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前の会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、協働推進部において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

久留米市コミュニティ審議会運営要領

(趣旨)

第1条 久留米市コミュニティ審議会（以下「審議会」という。）の運営及び事務取扱いを円滑にするため、久留米市コミュニティ審議会規則（平成24年1月31日 久留米市規則第2号）第7条に基づき、この要領を定めるものとする。

(会議の通知)

第2条 会長は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第3条 審議会の会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- (1) 開催年月日時
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議案に関する議事及び議決の状況
- (4) 議案及び関係資料
- (5) その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確になるよう作成し、審議会の会議において、又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとする。

(会議の公開及び傍聴定員)

第4条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、会場の都合等によりその都度会長が定める。また、傍聴者多数の場合は、抽選とする。

(会議資料の配付)

第5条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第6条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第7条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第8条 久留米市情報公開条例第32条第1項ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、傍聴者を会場から退去させるものとする。

(補則)

第9条 この要領に規定のない事項は、その都度定める。

附 則

この要領は、平成24年3月28日から施行する。

調査・審議事項

○事前確認事項

校区コミュニティ組織に関する課題等について

- 1 久留米市の校区コミュニティ制度
- 2 校区コミュニティ組織の課題

○審議事項

- 1 校区コミュニティ組織との協働の推進について
 - ①校区コミュニティ組織と市の協働推進について
 - ②校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について※答申書その1について

- 2 校区コミュニティ組織の活性化について
 - ①校区コミュニティ組織の機能強化について
 - ②行政支援のあり方について
 - ③住民の参加促進について※答申書その2について

調査・審議スケジュール（予定）

審議会	審 議 内 容
<p>第 1 回審議会 (H24. 3. 28)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>諮問</p> <p>事前確認事項</p> </div>
<p>第 2 回～ 第 5 回審議会 (H24. 4 月 ～H24. 7 月)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>審議事項</p> <p>1 校区コミュニティ組織との協働の推進について</p> <p>①校区コミュニティ組織と市の協働推進について</p> <p>②校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について</p> <p>※答申書その1について</p> </div> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 50%;"> <p>答申書手交</p> </div>
<p>第 6 回～ 第 10 回審議会 (H24. 8 月～ H24. 10 月)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>審議事項</p> <p>2 校区コミュニティ組織の活性化について</p> <p>①校区コミュニティ組織の機能強化について</p> <p>②行政支援のあり方について</p> <p>③住民の参加促進について</p> <p>※答申書その2について</p> </div> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 50%;"> <p>答申書手交</p> </div>

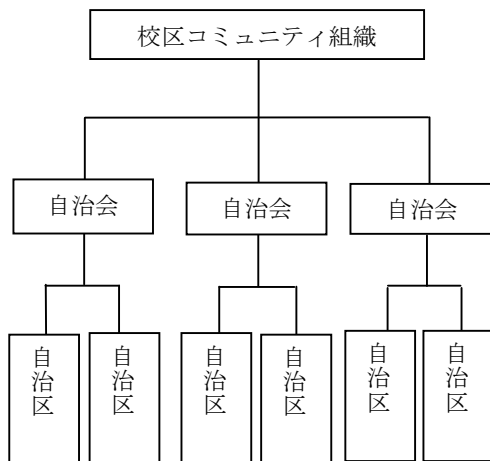
議 事 (2) 資 料

I 久留米市の校区コミュニティ制度

1 久留米市のコミュニティの姿

久留米市内には、約 660 の自治会・町内会・区等の名称の自治会があり、環境対策活動、地域安全活動、地域福祉活動、親睦活動、青少年育成活動、文化活動、スポーツ活動、伝統行事、広報活動など安全・安心のまちづくりのための自主的な住民活動を実施している。

また、46 の小学校区に校区コミュニティ組織が設立されており、それぞれ社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の、自らの地域を自らが住みよくするための活動を行っている。



人 口	3 0 2 , 5 6 7
世 帯 数	1 2 1 , 5 3 6
小学校数	4 6
自治会数	6 5 7
自治区数	7 , 8 5 6

(H23. 4. 1 現在)

2 久留米市のコミュニティの枠組み

旧市のコミュニティ施策は、昭和 56 年に策定された久留米市総合計画の中で明確に打ち出されている。この計画の中で、コミュニティとは、「市民が毎日の生活を営んでいく、くらしの拠りどころである。住民が、豊かな自然環境と地域独自の生活環境をベースとして、快適で、明るく、心が通いあう、活力に満ちあふれた豊かな生活を送るために、地域住民の多様なコミュニティ活動を促進していく」ものとしている。

また、このコミュニティについて、「地域社会の基礎単位はコミュニティであり、コミュニティをよくすることによって、はじめて豊かな地域社会が形成され」、「居住区から校区コミュニティ、さらに久留米地域社会へと拡大・連動していくことによって魅力ある地域社会が創造される」とし、小学校区単位の校区コミュニティの必要性と位置づけを明確にしている。

3 校区公民館制度

久留米市が小学校区をコミュニティの枠組みとして捉える契機となったのが、昭和 42 年
以来の校区公民館制度である。

校区公民館は、「校区公民館の登録に関する規則（昭和 42 年 市教委規則第 4 号。平成
22 年 5 月 26 日廃止）」に基づき、小学校区を単位とした地域住民が主体的に組織する校区
公民館振興会が設置し、管理運営を行う自主公民館として、27 の全ての小学校区に設置さ
れてきたものである。

4 校区単位の各種住民団体の設立

校区公民館の設置以降、旧市では、単位自治会をコミュニティの基盤としながら、小学校
区がコミュニティの枠組みであると認識され、多種多様な地域課題に取り組む各種住民団体も
小学校区を単位として組織化されるようになり、校区単位でのコミュニティ活動が展開され
てきた。

【旧市で組織化されてきた主な校区内の各種住民団体】

S22 消防団、S25 防犯協会、S28 子供会、S33 環境衛生組合、老人クラブ、S34 婦人会、
S36 暴力追放推進協議会、S41 献血推進協議会、S42 校区公民館振興会、S43 校区社会福
祉協議会、S45 交通安全協会、S46 共同募金会、S55 婦人防火クラブ、S59 学校施設開放
委員会、S60 青少年育成協議会、S61 校区自治会連絡協議会、H14 人権啓発推進協議会、
子供安全パトロール、土曜塾運営委員会、すくすく子育て委員会、H18 自主防災会、校区
消防後援会 等

5 校区公民館から校区コミュニティ組織へ（平成 11 年度コミュニティ審議会答申）

こうした中で、校区内で各種住民団体がそれぞれ独自に活動を展開していくことには課題
もあり、平成 11 年度のコミュニティ審議会の答申では、「一つの集団ないし団体のみでコ
ミュニティの範囲全体・全住民を網羅的に把握することは不可能であるということを前提とす
る。むしろ、活動の目標や内容、構成員の範囲等が異なる様々な集団・団体が存在すること
の利点を積極的に活かしながら、諸集団・団体相互および個人をネットワーク化すること
を最も重要な課題」と捉え、校区内のコミュニティ活動・学習活動・その他の自主的活動を網羅
する組織の設置を提言、校区内のあらゆる活動主体相互の連携によって総合的なまちづくり
を指向する体制とすることの必要性を説いている。

この答申以降、校区公民館振興会や校区公民館組織を再編し、自治会をはじめ各種住民団体などを校区の自主性や主体性をもとにネットワーク化した、より総合的な校区コミュニティ推進組織への移行を進め、平成 17 年から平成 21 年 4 月までに、27 の全ての小学校区において、校区コミュニティ組織が設立された。

6 広域合併後のコミュニティ（平成 20 年度コミュニティ審議会答申）

平成 17 年 2 月 5 日には、久留米市及び田主丸町、北野町、城島町、三潞町の旧四町との合併により人口 30 万を超える新しい都市となったが、旧市と旧四町とでは、コミュニティの仕組みが異なっていた。

旧市は、自治会を基盤とし、小学校区を単位とした校区まちづくり活動を推進していたが、旧四町では、市からの委嘱を受けた区長を中心とした区（自治会）単位のまちづくりを進めていた。

そこで、平成 20 年度に、市としての一体性をもったコミュニティの実現に向け、コミュニティ審議会に今後の旧四町のコミュニティのあり方について諮問し、答申を受けた。

答申では、地域住民による主体的なまちづくりと市としての一体感の視点から、旧四町においては、平成 22 年度末をもって区長委嘱を廃止し、平成 23 年度当初に小学校区を単位とした校区コミュニティ組織の設立をめざす方針が出された。

その後、旧四町の各校区では、校区コミュニティ組織の設立に向けた住民主体の取組みが始まり、平成 21 年度の検討会、平成 22 年度の準備会を経て、平成 23 年 4 月には、旧四町の全ての校区（19 校区）において校区コミュニティ組織が設立された。

7 校区コミュニティ組織の概要

校区コミュニティ組織は、校区公民館振興会や校区公民館組織を再編するとともに、校区内の自治会や各種住民団体などをネットワーク化したものであり、小学校区の「ひとづくり」と「まちづくり」に取り組む組織である。

会長のほか、校区内の自治会をはじめとする各種住民団体の長等が役員となり、拠点施設や事務局を整備し、生涯学習・社会教育、人権、青少年、環境、福祉、防犯、防災、高齢化などといった様々な地域課題に対応する事業に、校区一体となって取り組んでいる。

校区コミュニティ組織について、久留米市校区コミュニティ組織の登録に関する規則（平成19年久留米市規則第49号。以下「規則」という。）では、次のように規定している。

（校区コミュニティ組織）

第2条 この規則において「校区コミュニティ組織」とは、小学校区を基本単位として設置され、社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の自らの地域を自らが住みよくするための活動（以下「校区まちづくり活動」という。）を組織的かつ継続的に行う組織で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 同一小学校区に居住する者並びに各種まちづくり活動を行う公共的団体等及び事業所等（以下「校区住民等」という。）で構成されていること。
- (2) 校区住民等において校区まちづくり活動に関する情報の共有化を図るとともに、校区まちづくり活動に関する基本方針及び各種計画を総合的に調整し、その実現を目的とした活動が行われていること。
- (3) 非営利並びに政治的及び宗教的に中立であることを基本方針とした運営がなされていること。
- (4) 校区まちづくり活動を実践するための拠点施設として、校区住民等が相互に交流する場である校区コミュニティセンターを設置し、適切に管理運営が行われていること。

過去の経緯と規則の規定を踏まえると、校区コミュニティ組織は、自らの地域を自らが住みよくするための活動を組織的かつ継続的に行う小学校区の総合的なネットワーク型の組織であるといえる。

また、校区コミュニティ組織は、情報の共有化を図り基本方針や計画を総合的に調整すること、組織運営が非営利で、政治的、宗教的に中立であることなどを旨として、多くの市民の参加を得て、地域の課題解決と活性化を図ることが役割であるといえる。

校区コミュニティ組織は既存の自治会や各種住民団体のネットワーク型の組織であることから、各分野にわたる校区の課題に対応し、住みよいまちづくりを進めている。

校区コミュニティ組織のネットワークを図示したものが、次ページの図である。

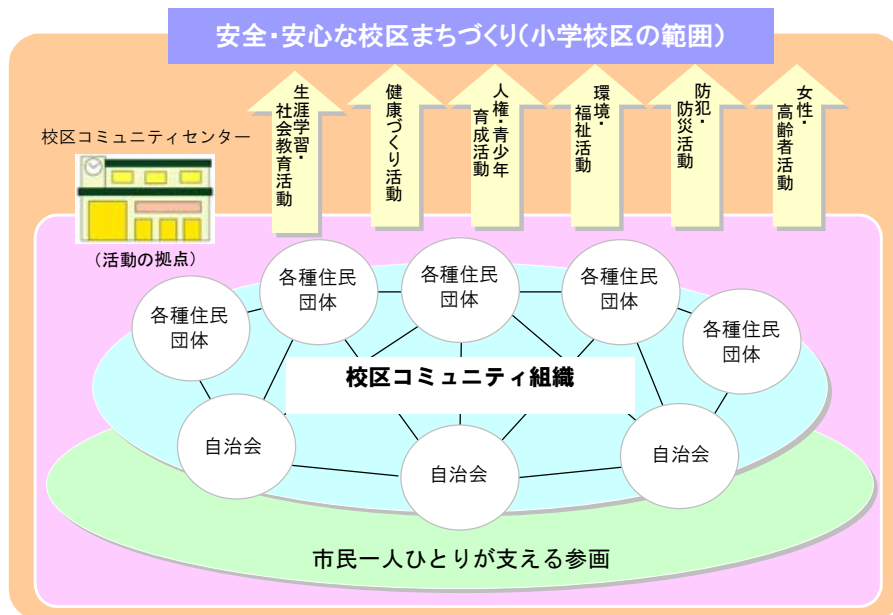
また、校区コミュニティ組織は、徴収する会費の他、各種住民団体に交付される補助金や委託料などの情報を集約し、校区全体の財政状況について把握することで、今後の校区のまちづくりに関する情報の共有化に努め、住みよいまちづくりのための活動を進めている。

現在、久留米市の校区コミュニティ組織は、その全てが規則の規定に基づき市に登録されており、おおむねモデル組織図（6ページ参照）のような組織体制で運営されている。

モデル組織図では、校区内の各種住民団体が校区コミュニティ組織を構成し、課題に応じて複数の団体が各部会を通して連携し、まちづくりに取り組む体制となっている。

各部会の統括部門としては役員会を設置しており、役員会は、各部会間の総合調整機能を持っている。

校区コミュニティ組織の事務とその拠点施設である校区コミュニティセンターの管理運営は、校区コミュニティセンター内に設置された事務局が担っている。



- ・ 校区コミュニティ組織は、校区内の自治会や各種住民団体をネットワーク化したものです。
- ・ 校区コミュニティセンターは、校区コミュニティ組織を構成する各種住民団体の活動拠点施設です。

8 校区コミュニティ組織への支援

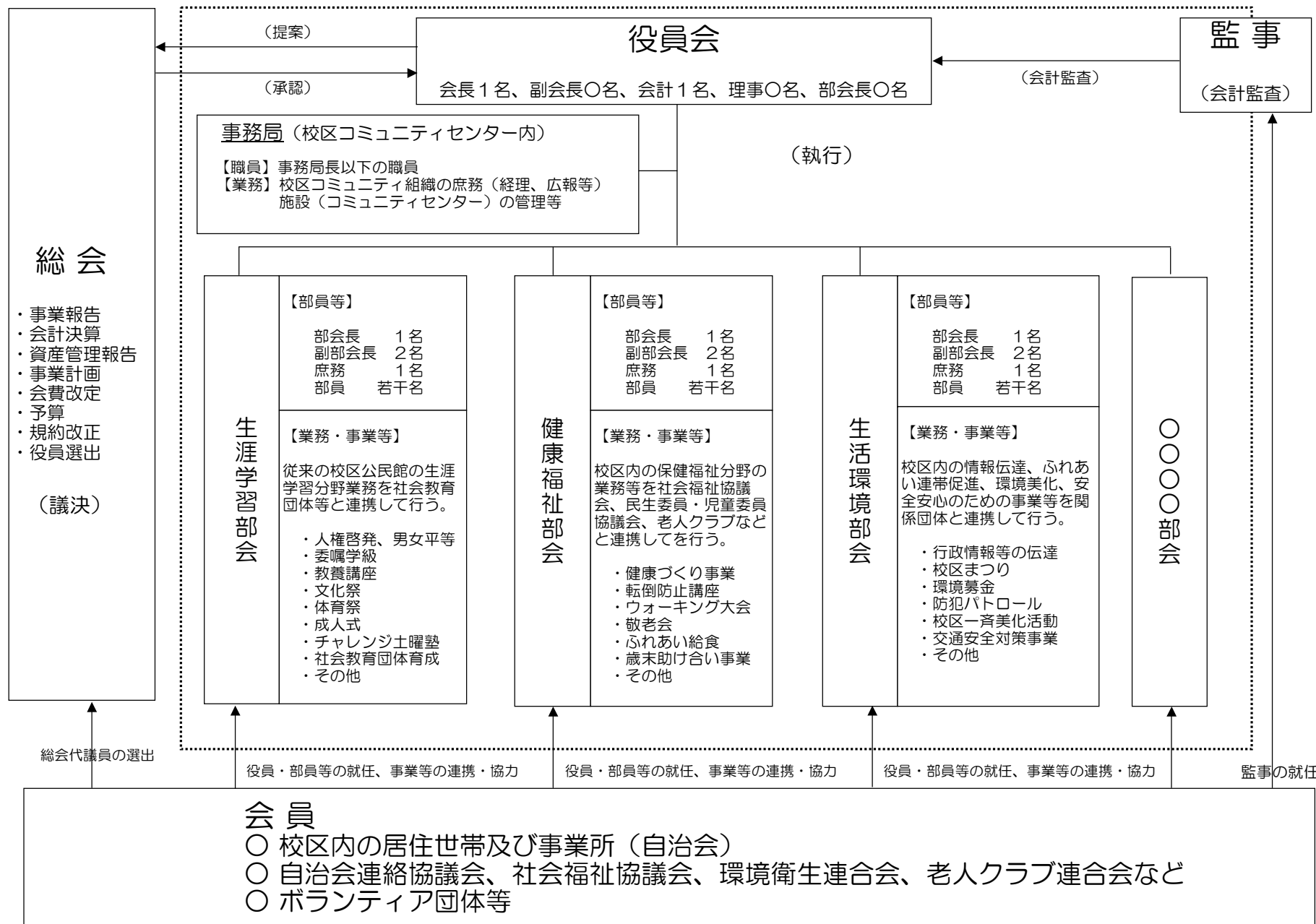
市は、校区コミュニティ組織に対し、情報の提供、財政的援助等の支援を行っている。

校区コミュニティ組織への財政的支援のうち、主なものは、次のとおりである。

○校区コミュニティ組織運営費補助金 491,060 千円 (H24 予算、46 校区)

- ・ 人件費 454,982 千円
(役員活動費、常勤職員人件費、職員共済費など)
- ・ その他 36,078 千円
(維持管理費、機材整備費)

■ 校区コミュニティ組織 モデル組織図



Ⅱ 校区コミュニティ組織の課題

1 校区コミュニティ組織との協働の推進について

(1) 校区コミュニティ組織と市の協働推進について

【現状】

- ・市は、協働のまちづくりの観点から、校区コミュニティ組織と連携協力して「まちづくり」を進めている。

【課題】

- ・市と校区コミュニティ組織との情報や課題の共有化が十分でない。
- ・全市的な情報や課題は、市から校区コミュニティ組織へ提供するケースが多く、校区コミュニティ組織から市への提供は少ない。
- ・市は、情報や課題の共有化が十分でないまま、校区コミュニティ組織に連携協力を求めている。
- ・市職員の協働に関する共通認識が十分でない。

【提起】

- ・校区コミュニティ組織と市が、相互に協働について理解を深め、良好で対等な関係や、共通認識化のための仕組みを構築することで、さらなる協働の推進が期待できる。

(2) 校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について

【現状】

- ・校区コミュニティ組織と市民公益活動団体は、それぞれ「ひとづくり」と「まちづくり」といった目的をもって主体的な活動を行っている。

【課題】

- ・校区コミュニティ組織と市民公益活動団体との連携や日常的な交流は不足している。

【提起】

- ・校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の連携が進むことで、新たな専門的取組みが期待できるとともに、市民公益活動団体としては、活動の活性化が図られる。

2 校区コミュニティ組織の活性化について

(1) 校区コミュニティ組織の機能強化について

【現状】

- ・校区コミュニティ組織は、地域の課題解決や活性化のため各種事業を行っている。
- ・校区コミュニティ組織は、多くの校区住民の理解と参加のもと、総合的なまちづくり活動を行うことをめざしている。
- ・校区コミュニティ組織は、総合的なまちづくり活動を行うため、自治会や各種住民団体とのネットワーク形成に努めている。

【課題】

- ・校区の「まちづくり」に関する情報・課題の共有化や、各種住民団体との間の事務局機能の役割分担が不十分な場合がある。
- ・多様化・複雑化する課題に対応するにあたり、従来からの事業が負担となっている場合がある。
- ・今後の「まちづくり」についての戦略性や方向性が共通認識されていない場合がある。

【提起】

- ・情報・課題の共有化や、事務局機能の役割分担をより明確にすることで、校区コミュニティ組織や各種住民団体のさらなる活性化が図られる。
- ・事業の効率化を図ることで、新たな課題解決や校区の特色ある事業に取り組むことが可能となる。
- ・組織として中長期的な視点で活動を行うことで、戦略性や方向性を明確にした安定的な運営を図ることができる。

(2) 行政支援のあり方について

【現状】

- ・校区コミュニティ組織は、地域の課題解決や活性化に取り組んでおり、市は、その運営や活動に対して財政的支援を行っている。
- ・市の財政的支援は、行政目的別かつ団体別であり、対象経費も限定的である。

【課題】

- ・現在の市からの財政的支援だけでは、新たな課題への対応など柔軟な取組みはできにくい。
- ・現状では、市からの校区に対する財政的支援の全体像が共有化できにくい。

【提起】

- ・校区コミュニティ組織が効果的かつ効率的に課題解決や活性化を図れるような財政的支援について検討する必要がある。

(3) 住民の参加促進について

【現状】

- ・校区コミュニティ組織は、校区祭りやスポーツ大会等の実施を通して、住民同士が親睦を深め、顔見知りになる機会を創出している。
- ・校区コミュニティセンターを拠点として、生涯学習活動を通じた「ひとづくり」を行い、教育文化の向上に努めている。
- ・校区コミュニティ組織や自治会、各種住民団体の運営や校区の課題解決のための活動において、住民参加の広がりが十分でない。

【課題】

- ・役員や、活動の担い手が不足している。
- ・イベント行事やサークル活動は活発だが、校区の課題解決のためのまちづくり活動の取組みについては十分な参加が得られていない。

【提起】

- ・校区住民のライフスタイルを考慮するなど、より多くの住民が参加しやすい環境を整備することで、まちづくり活動の活性化が図られる。
- ・人材育成や新たな人材発掘に向けた取組みを工夫することで、さらなる住民参加の促進が図られる。